食品ロス削減モニター調査事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

食品ロス削減モニター調査事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を 次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「食品ロス削減モニター調査事業委託業務公募型プロポーザル募集要 領」(以下、「募集要領」という。) に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員一人当たり 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

○審査項目と審査項目ごとの配点

審査項目	審査の視点	配点
基本的な考え方	・現状の課題や啓発の必要性を十分理解しているか。・事業の背景と目的が理解され、その実現に有効なコンセプトとなっているか。	20 点
企画の内容	・企画の内容や構成は、適切なものとなっているか。 (事業の十分な周知、十分な応募数の確保策、魅力ある謝礼品 の内容、参加者だけでなく横への拡がり、集計・分析結果の活 用、今後への継続性) ・事業効果を上げるため、独自の工夫がされているか。	50 点
実施体制 及びスケジュール	・企画の内容を実現するにあたって、必要なノウハウや経験を もった人材が配置されているか。・実行可能な計画的なスケジュールとなっているか。	15 点
経費見積	・見積額は企画提案内容に対して、妥当な金額となっているか。	5 点
類似事業の実績	・類似事業の実績から判断して、本事業の履行は妥当か。	10 点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を 開催します。

(1) 日時、場所

令和5年6月15日(木)午前10時~(予定) 場所 県立消費生活センター研修室(高知市旭町3丁目115「ソーレ」2階)

- (2) プレゼンテーション
 - ①プレゼンテーションの時間は1社15分とします。
 - ②順番は別途お知らせします。
 - ③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1)審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に 基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4)審査の結果、最高点の者が同点で2社以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

食品ロス削減モニター調査事業委託業務 公募型プロポーザル審査基準

食品ロス削減モニター調査事業委託業務公募型プロポーザル審査要領の4(2)に定める審査基準は、次のとおりとする。

- 1 各企画提案書の審査では、企画提案どおりに業務が実施されるものと考えて評価する。
- 2 採点は下の表により、5段階の絶対評価を行った後、各項目の配点に評点割合を乗じてその項目についての点数を算出する。

評価	評点割合 評点例(10点の場合)	
A 非常に優れている	1. 0	$1 \ 0 \times 1 \ . \ 0 = 1 \ 0$
B 優れている	0.8	$1.0 \times 0.8 = 8$
C 普通	0.6	$1.0 \times 0.6 = 6$
D 劣っている	0.4	$1 \ 0 \times 0 \ . \ 4 = 4$
E 非常に劣っている	0. 2	$1 \ 0 \times 0$. $2 = 2$

- 3 ただし、「経費見積」については、次の方法で評点割合を算定する。
 - (1) 提案の中で最低金額の提案は、評点割合を1.0とする。
 - (2) その他の提案は、下の式により評点割合(小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値)を算定する。
 - (1) の最低金額÷提案の見積金額